

安全管理ハンドブック

第 1 章 総 則

1. 基本原則

- (1) 安全はすべてに優先する。自分の安全は自分で守り、また、定められたルールや注意事項を守って、参加者一人ひとりが健康安全と事故の発生防止に努め、楽しく快適な野営生活や活動をおくるよう心がける。
- (2) スカウトは、他の参加スカウトと協力して、互いの安全を確認し助け合って活動するとともに所属隊長及び関係指導者の指示に従って行動する。
- (3) 指導者は、集散の移動及び大会期間中を通じて常に安全指導・安全管理について、万全の配慮をする。
また、定められた注意義務を履行し、安全確保が習慣化するように指導する。
- (4) 参加者の違反行為が原因で事故を起こしたときは、保険金の支払いが行われないことがある。

2. 安全管理の組織と業務

日本ボーイスカウト愛媛県連盟 第 17 回愛媛県連盟野営大会の安全管理に関する
ことを所掌するため大会組織中に、統括安全管理者、安全管理者、副安全管理者(以下、
一括して「管理者」と称す)並びに安全係を置く。

管理者及び安全係は、安全に関する助言と勧告を行うとともに、責任者の指示に基づき、指導、監督を行う。

名 称		担 当 者	役 務
管 理 者	統括安全管理者	大会長	大会期間中のすべての安全管理に関する事項を統括する。
	安全管理者	運営本部長	運営本部の安全管理に関する事項を統括する。
	副安全管理者	野営本部長	行事及びプログラムにおける安全に関する事項を指導監督する。
各班長		各班業務遂行における安全に関する事項を指導監督する。	
安全係	各隊で指名された者	現場の安全管理を担当する。	
	各班(係)で指名された者		

3. 安全会議

- (1) 統括安全会議
統括安全管理者は、必要に応じ管理者を招集し、自ら議長となって開催する。
- (2) 安全会議

各管理者は、必要に応じ安全係を招集し、自ら議長となって安全会議を開催する。

第 2 章 野営生活における安全管理

1. 基本

- (1) 安全で快適な野営生活を送るには、指導者・スカウトとも予想される危険の予防に努め、安全を先取りすることが重要である。
- (2) 参加者は、野営日課を厳守し、食事・睡眠・排泄・更衣・清潔の基本事項を身に付け、健康に留意した快適な生活環境の保持と時間の管理により、節度ある野営生活をおくる。
 - ① 参加期間中、朝礼前の点検等に、健康調査を行う。
 - ② 洗顔、手洗い、着替えを励行させる。
 - ③ 肌着の洗濯、衣類・寝具類の乾燥、テント内の乾燥を奨励する。
- (3) 正しい用具の使用
 - ① 設営のための用具の使用は、平素の訓練の成果を表すよい機会であることを念頭において行う。
 - ② 包丁、なた、斧、ナイフ等の刃物の使い方、格納の安全管理を徹底し、刃物による傷を負わぬよう、特に注意する。怪我は、楽しい野外活動の妨げになることを銘記する。
- (4) 水道敷設管、電線等への注意
水道管敷設標識両側 1 m以内にテントのペグ、棒類を打ち込んではいない。
また、配線する電気・電話線等に注意する。

2. 野営管理

- (1) 交通安全
道路を横断・通過するときには交通安全に充分注意する。
- (2) 食中毒の防止
 - ① 配給された食材料のうち、生肉、牛乳等腐敗しやすいものはその日のうちに調理し、翌日に持ち越さない。
 - ② 配給された食材料のうち、変色又は味が変わったものは直ちに届け出て廃棄すること。
 - ③ 生水は絶対に飲料水としないこと。
- (3) 害虫・毒草木の被害防止
過去の野営における治療件数を見ると、ブヨ、蚊、ハチ等による被害が多い。状況に適した長袖・長ズボン等の服装と初期治療(石けんと流水とで皮膚を十分に洗浄し、冷湿布)をすること。
- (4) プロパンガス等炊事用火気の使用については、参加隊は認めない。
- (5) 火災
 - ① 奉仕隊は、火気の取り扱い及び火災発生の予防に万全の注意を払う。
 - ② 火災発生の場合には、直ちに周囲に伝え、応急消火に努め総務・広報班に急報する。
- (6) じん芥
 - ① 大会会場にはあらかじめ不要なものは持ち込まない配慮をして、残材やゴミを

少なくする。

- ② 会期中は給食・配給班を通じて支給する分別用ゴミ袋で、カン、ビン、生ゴミ、プラスチック、ペットボトル、ペットボトルキャップ類に分別し、生活環境を良好に保つため、指定の場所に集積する。
- (7) 使用が許可されていない地域への進入禁止
大会の使用区域として許可を受けていないところがあるので、そこには立ち入らない。立ち入り禁止の箇所には必要な表示がなされる。
- (8) 共同使用施設
会場内に設けられた給水場、シャワー室、トイレ等は、共同使用の場所であることを認識し、お互いに節水して使うように心がける。

3. 天候による対策

(1) 雷対策

落雷のもつ巨大なエネルギー（約 400 kW/h = 家庭用電力量の 2 ヶ月 = プロ野球ナイター約 30 分間）からみれば、人間の絶縁保護作用は皆無に近く、人体はいわばブロンズ像に等しいといわれる。つまり、人への落雷は、人が金属類を身につけているかの有無ではなく、人そのものが電流の良導体であることによる。

また、落雷は金属・非金属にかかわらず、高く突き出ているものに落ちやすい。このことから、雷が発生したときは次の事項に留意する。

- ① 雷が接近して大粒の雨がともなうときは、雷雲がすぐ頭上にある。大粒の雨はヒョウやアラレになりそこねたものである。落雷直前を意味するので、全力を挙げて安全地帯へ逃れる。
- ② 雷雲の進行方向とは逆の方向の山陰や稜線より低い森林地帯に避難する。（尾根・水辺・広場・高い木の真下は危険）。
- ③ 高いポールや樹木（樹木の場合は、枝先・葉先）から必ず 2 m 以上離れる。
2 m 以上の距離をとらず、また木の近くに立っていることは、平地に立っているよりも危険を伴う。
高さが 4 m 以上あれば、その根元から 4 m 以内の範囲内で姿勢を低くしてしゃがむ。（頂点を 45 度の仰角でみる範囲に入る。）
なお、送電線や配電線の下、高さの 2 倍幅の帯状域内も保護範囲ではある。
- ④ 密集して歩かない。また、テント内でも密集しない。雷雨中は、テントの支柱や屋外のポール等から離れる。
- ⑤ 退避姿勢は、腹ばいではなく両足をぴったりつけ、抱え込むようにしてしゃがみ、周辺の物体より頭を低くする。（頭の付近の電位を低くするため。立っている状態の人間の頭部付近の電位は約 200 ボルト。しゃがんだ時の電位は 50 ボルト以下）。
- ⑥ 被害を小さくするため、頭部や胸（心臓近く）から上には絶対に金属類は付けない。ヘアピン・バッチ・メガネ・ネックレス・腕時計等は外し、ズボンのポケット等に入れる。雨が降っていても傘はささない。
金属を捨てても少しも安全になったとはいえない。むしろ腕などに金属類を付けていたことによって人体面に沿った放電を起こしやすくし、呼吸作用や心臓の鼓動を止めるようになる体内方向への電流の流れを変えて、体の外側方向に導く働きをすることがある。

(2) 風雨対策

風雨に備え、キャンプサイトは設営するときから、地形と水路をよく確認する。

(3) 濃霧

会場付近での濃霧の発生はまれであるが、万一発生したときはその場を動かず、晴れるのを待つ。

(4) 退避命令の発令

- ① 野営本部長は、台風及び豪雨等により野営生活が困難と判断したときは、すみやかに運営本部長に連絡し、その指示によって退避命令を発令する。
- ② 退避を支持された参加隊・奉仕者は、キャンプサイトを時間の許す限り整理し、その指導者の一部は残留監視の処置を講ずる。
- ③ 退避を指示された参加隊・奉仕者は、寝具・及び個人携行品を取りまとめ、あらかじめ指示された緊急集合場所に移動する。
- ④ 運営本部長は、退避者及び退避先の状況等の把握に努めなければならない。

第 3 章 プログラム活動における安全管理

1. 基本

プログラム活動において事故を防止するには、関係者が、方法、実施場所、施設、用具、人等について常に安全管理に即した対応をとることが求められる。また、参加者の安全管理にかかわる注意義務を充分尽くすことが必要であり、それぞれの立場で、事前の検討と実施にあたっての安全対策を講じなければならない。

2. 安全管理の方法

(1) 活動方法の安全管理

プログラム活動の実施にあたっては、段階をおって、ゆとりを持って展開する。活動は一般的には準備運動、主たる活動の展開、整理運動に終わるが、技術の難易度、実施時間の長短、時期等についても留意する。

(2) 場所の安全管理

- ① 活動の目的に適合した施設でなければならないし、また、活動の周囲の状況を充分把握して行う。このため、事前の調査を充分に行い、緊急時に備えた対応策を整える。
- ② 場所の管理で危険な状況が生じたときには、直ちに修復する。
- ③ 修復不可能の場合は、そのプログラムを中止する。
- ④ 「破損中で危険であるから注意して実施せよ」という指示は、絶対に出してはならない。
- ⑤ 気象条件が著しく悪化し、危険な状況が予想されるときは、関係者と協議のうえ、そのプログラムを中止する。

(3) 用具の安全管理

プログラムに使用する用具は、実施するものと見学者または活動の相手に危険を生じるものがあるので、いかなる場合にもこれを用いる者の身体や運動能力に適合することを要し、常に点検を怠らず、破損した用具は絶対に使用しない。

(4) 人の安全管理

活動の主体である人をめぐる安全管理は、身体の状態、心の状態等複雑な要素を含む。このため健康観察による的確な指示と、参加スカウトの自主的な健康申告を要する。

3. 安全指導の方法

参加者一人ひとりに安全について理解させ、安全確保が習慣化するように指導し、次の事項について充分理解させる。

- ① ルールを守る
- ② 自分の行動に責任を持つ
- ③ プログラムの正しい実施
- ④ 用具の正しい利用法
- ⑤ 健康状態の把握
- ⑥ 服装の適否と的確な行動

4. プログラム別安全管理

別途作成する「プログラムガイド」に示す安全のための諸注意を遵守する。

第 4 章 救護所の設置

1. 救護所と委託病院

参加者の健康管理のため、救護所を設置するが、万一の場合は消防に救急要請する。

2. 対応

- (1) 傷病者は、救護班員の指示を受ける。
- (2) 会場内で発生した患者のうち、救護班員の判断により場外の救急病院に搬送する場合がある。
- (3) 場外の救急病院での診療治療費は、自己負担になる。参加者は健康保険証またはそれに相当するものを持参する。

第 5 章 事故対策

1. 緊急連絡先

参加者は、住所以外に緊急連絡先があるときは、「健康カード」に連絡先、電話番号を記入する。

2. 事故発生の際の一般原則

発生	方 法
事故者に対する措置	傷害の程度に応じて、人命救助、健康保全のための必要適切な処置をとる。
救護班への通報	「いつ、どこで、だれが、どうしたか」を報告し、「今しなければならないことは何か」の指示を受ける。
搬送	傷病の状況に応じて救護所に運び、必要に応じて救護所から適当な病院に運ぶ。
証拠の保全	現場写真の撮影、事情聴取、図面の作成、目撃者の所属・氏名の確認に留意する。
報告	上位の管理者に事故災害の状況を報告する。

3. 応急手当の一般的注意事項

当事者の生命を救うため、沈着冷静・迅速・的確に次の処置をとる。

- (1) 意識の有無、傷の状態・症状等を考えて、楽な姿勢で寝かせる。
- (2) 一刻も早く手当てを要する事故者は、素早く手当てする。
 - ① 止血……………止血法
 - ② 呼吸停止……人工呼吸(AEDの利用)
 - ③ 熱傷……………水をかけて冷やす。衣服着用部位であれば衣服の上から水をかける。
 - ④ 意識不明……窒息防止、症状観察
 - ⑤ 捻挫・骨折…固定して冷やす。
- (3) 重度の事故者は、意識の有無、体温、呼吸の有無、心臓停止の有無、頭部の怪我の有無を調べる。
- (4) 寒さを防ぐために、毛布等で保温する。
- (5) 飲み物を与えてはならない者
 - ① 意識の無い者
 - ② 頭部・胸部・腹部損傷(損傷の疑いを含む)者
 - ③ 手術を必要とする者
 - ④ 吐き気のある者
 - ⑤ すぐ医者にかかれる者
- (6) 搬送前に患者の様子をよく観察し、窒息防止、止血までの手当てをして、悪い箇所、安静を保たせる部位を保護し、頭・肩・腰・大腿・下腿を支えて、3人以上で運ぶ。

4. 事故処理

方 法	処 理
事故報告	事故の人身・対物を問わず、すべて管理者に直ちに報告する。
人身事故	事故が人身にかかわる場合、事故発生場所で業務に携わる指導者または安全係は、救護のため応急処置をとった後、事故報告の手続きをとる。
管理者の処理	事故の報告を受けた管理者は、直ちに上位の管理者に順次報告する。
重傷、死亡事故	発生事故が重傷または死亡にかかわる場合、統括安全管理者は、大会長の名により緊急対策本部を設置し、必要な事後処理を行う。

5. 参加隊長の確認

事故者の所属する参加隊長は、次の事項を確認する。

- ① 近親者・所属団・県連盟関係者への連絡
- ② 帰宅を必要とするときには、その手続きの実施
- ③ 重傷または死亡事故発生に際しては、その近親者を現地向かわせるための手配(運営本部を通じて行う)

6. 重大事故の処理

統括安全管理者は、重大事故発生に際しては、次のように処理する。

内 容	処 理
対策本部	事故処理のため、緊急対策本部を編成する。
事情聴取	事故にかかわりのある指導者及び救助に立ち会った関係者から、詳細な事情説明を受ける。
救助	必要と思われる救助活動に協力する。
連絡調整	事故者の所属隊長及び団、並びに事故者が本部要員の場合は所属長と密接な連絡を取り、事後処理の手続きを進める。
報告書	事故及びその処理、その他援助を受けたこと等の報告書を作成し、速やかに各班に伝達して、事故の再発防止に努める。
中止勧告	安全のため、必要と判断した場合は、大会長に対し中止または延期を勧告する。

7. 部外発表

事故に関する部外への発表は、運営本部総務・広報班を通じて行い、参加者全員は誤解を招かぬよう、その言動は厳に慎まなければならない。

8. 緊急対策本部の構成員

大会長の指名に基づき、統括安全管理者を本部長とし、下記の部員をもって、緊急対策本部を構成する。

- ・ 統括安全管理者 1名
- ・ 安全管理者 1名
- ・ 副安全管理者 2名以上
- ・ 事故者の所属する団要員 1名以上